

1. 概要

長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の延長を行う。

2. 制度の内容

①医師及びその他の医療従事者の勤務時間短縮に資する機器等の特別償却制度について

- 「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことに対応し、地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。(令和9年3月まで延長)

【対象者(①, ②, ③共通)】

青色申告書を提出する法人(連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む。)又は個人で医療保健業を営むもの。

※法人税(所得税)の特別償却のため、当該非課税法人(公立病院等)や赤字の法人等については対象外。

【対象設備】

医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの

【特別償却割合】

取得価額の15%

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について

- 地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却をできることとする。(令和9年3月まで延長)

【対象設備】

病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)をした病院用等の建物及びその附属設備(既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修(増築、改築、修繕又は模様替)の場合)

【特別償却割合】

取得価額の8%

③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について

- 配置の効率化又は共同利用を目的として取得する特定の医療用機器(CT、MRI)について、特別償却できることとする。(令和9年3月まで延長)

【特別償却割合】

取得価額の12%

①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について（医療機器） （所得税、法人税）

「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことを踏まえ、医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、2019年度税制改正において、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができることになりました。

特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒しして減価償却費として計上できるというものです。

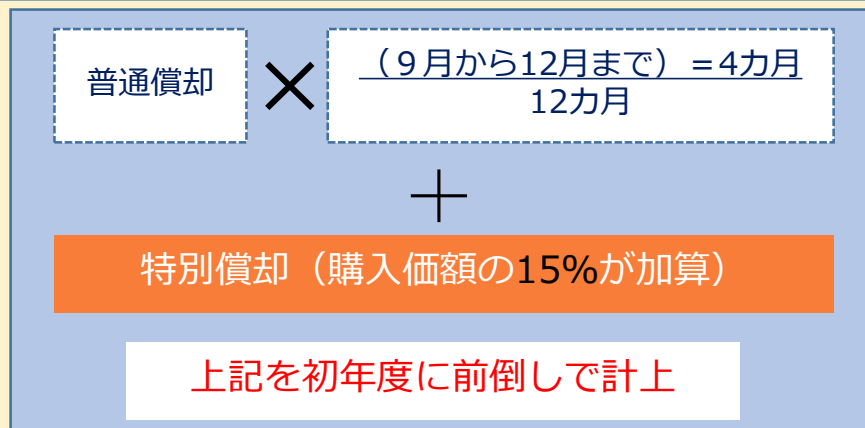
なお、この制度は2019年4月から2027年3月までに所定の手続きをして供用開始したものに適用できます。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した特に医師の労働時間短縮に向けた医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの（未使用に限る）

【特別償却割合】取得価額の15%

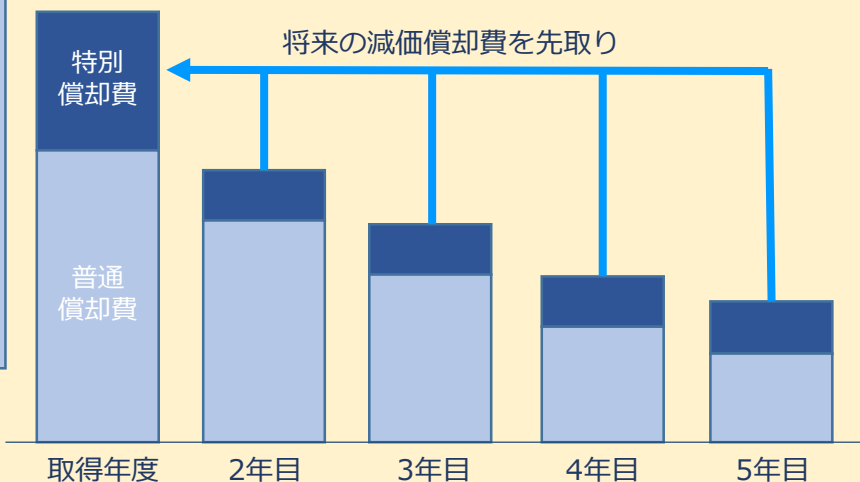


例）個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合



※購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わらず15%償却することができます。

定率法を前提とした特別償却のイメージ図



①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度 業務フローイメージ

